

## 東彼杵町告示第 28 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 発注番号  
第 7 総 14 号
- (2) 発注件名  
令和 8 年度町営バス運行に係る業務委託
- (3) 仕様書  
別途仕様書のとおり
- (4) 業務場所  
町内一円
- (5) 業務期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

### 2. 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- ア 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- エ 入札日の 6 か月前から入札日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなっていない者
- オ この告示の日から入札の期日までの間において、東彼杵町の契約に係る指名停止措置又は入札参加資格停止又は指名停止処分を受けていない者
- カ この告示の日から入札の期日までの間において、東彼杵町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかでない者
- キ 法人税、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）、都道府県税、市区町村税を滞納していない者

### 3. 入札の参加資格審査申請

入札参加希望者は、競争入札参加資格審査申請の手引に定める様式及び添付書類を提出すること。

- (1) 提出期限  
この告示の日から、令和 8 年 3 月 18 日（水）までの間（町の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする

(2) 提出書類

競争入札参加資格審査申請の手引のとおり

(3) 提出先

東彼杵町税財政課財政管財係

(住所) 〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

(電話) 0957-46-1205 (直通)

(4) 提出方法

窓口へ持参もしくは郵送（郵送の場合は期限内必着）による。

(5) その他

ア 資料の提出に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4. 入札参加資格審査の方法

競争入札参加者の資格は、令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 に定める要件に基づき、次に掲げる事項について審査し、決定する。

ア 営業年数

イ 従業員数

ウ 経営状況（自己資本比率、負債比率、流動比率、売上高総利益率）

エ 営業実績

5. 入札参加資格審査結果の通知

令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 5 時までに、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に記載された電子メールアドレスへ資格審査結果通知書（様式第 5 号）の送信により通知する。

6. 入札参加資格の有効期間

(1) この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

(2) 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、入札参加資格を取り消し、本入札に参加できないものとする。

ア 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき

イ 競争入札参加資格審査申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7. 仕様書の閲覧

(1) 閲覧場所

東彼杵町ホームページに掲載する。

(2) 仕様書に対する質問

仕様書について質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）を提出すること。

ア 提出期限

この告示の日から、令和8年3月18日（水）までの間（町の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出先

東彼杵町税財政課財政管財係

（住所）〒859-3808 東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地 6

（電話）0957-46-1205（直通）

（電子メール）kanzai@town.higashisonogi.lg.jp

ウ 提出方法

窓口へ持参、電子メール、郵送（郵送の場合は期限内必着）のいずれかによる。

エ 質問の回答

随時、ホームページに掲載する。

8. 入札及び開札

(1) 入札日時

令和8年3月24日（火） 午前10時30分

なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することができる。

(2) 入札場所

東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷 706 番地 4 東彼杵町総合会館 研修室 1・2

(3) 開札日時

入札後、ただちに開札する

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式第8号）を使用すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式とし、封緘は不要とする。

エ 入札書は本人又は代理人が提出するものとし、代理人の場合は入札書に代理人の記名押印のうえ、委任状（様式第9号）を提出すること。

オ 入札書の宛名は「東彼杵町長 岡田 伊一郎」とすること。

(5) 入札の方法

ア 入札回数は、再度入札を含めて2回を限度とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 入札結果の公表

入札結果については、東彼杵町ホームページにて公表する。

## 9. 入札保証金

- (1) 見積もった金額（消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を、東彼杵町会計課窓口で納付し、令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 5 時までに領収書の写しを税財政課財政管財係に提出すること。入札保証金は、入札終了後に東彼杵町役場会計課窓口にて還付を行う。ただし、落札者には契約締結後に還付を行う。
- (2) 次の場合で事前に町の承認を受けたときは、入札保証金の納付を免除する。この場合、入札保証金免除申請書（様式第 3 号）及び添付書類を令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに税財政課財政管財係に提出すること（郵送の場合は期限内必着）。
  - ア 町を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合（入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 7 日目とすること）。
  - イ 開札日の前日から過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 3 回以上締結し、その内容を証明するもの（3 回以上）を提出する場合。  
「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額（消費税を含む。）の概ね 70% 以上を目安とすること。
  - ウ 東彼杵町内の事業者であって、過去に東彼杵町と種類を同じくする契約を締結し、その内容を証明するものを提出する場合。
  - エ 国債及び地方債等の担保を提供する場合

## 10. 契約手続き

落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を作成すること。

### 10.1. 契約保証金

- (1) 契約金額（消費税を含む）の 100 分の 10 以上の金額を東彼杵町会計課窓口で納付し、領収書の写しを税財政課財政管財係に提出すること。
- (2) 次の場合で町の承認を受けたときは契約保証金の納付を免除する。この場合、契約保証金免除申請書及び添付書類を税財政課財政管財係に提出すること。
  - ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合
  - イ 契約を締結しようとする日から過去 2 箇年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 3 回以上締結し、その内容を証明するもの（3 件以上）を提出する場合。「同規模」の契約については 9.（2）イと同様とする

### 10.2. 入札の無効

東彼杵町財務規則第 76 条に該当するときは無効とする。なお、東彼杵町財務規則第 76 条第 1 号から第 5 号までの規定により無効となった者は再度入札に参加できないものとする。

### 10.3. 入札の中止

入札参加資格審査申請書提出者又は入札者がいないときは、入札を中止する。

1 4. 最低制限価格

設定しない

1 5. 低入札価格調査のための落札の保留

適用しない

1 6. その他

この告示に定めのない事項については、東彼杵町財務規則及び関連法令、規則等によるものとする。